

平成 28 年 11 月 16 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

社会福祉法等の一部改正に関する通知発出

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

厚生労働省は11月11日付で、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等」に関する通知を発出しました。社会福祉法等の一部を改正する法律が2017年4月1日に施行されることに伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が同日公布されたものです。

資料には、同日発出された次の通知と事務連絡などが付されています。

- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）
- 社会福祉法人定款例（2016年6月20日付け事務連絡案からの変更点）
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正（社会福祉法人審査要領）
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項（経営組織の見直し）」の改訂
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱い
- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項」の一部改正
- 「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項』に関するFAQ」の改訂

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

※また、全国経営協においても、改正法施行に向けた会員法人向け支援ツールをホームページに掲載しています。会員法人の皆さまにおかれましては、あわせてご確認ください。